

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第6条第1項の規定により、令和5年度一般廃棄物処理実施計画を定めたので、千葉県廃棄物の適正処理及び再利用等に関する条例(平成5年千葉県条例第17号)第8条第2項の規定により次のとおり告示します。

令和5年3月31日

千葉市長 神谷 俊一

一般廃棄物処理実施計画

1 計画区域及び排出量(計画量)

(1) 計画区域

千葉県全域とする。

(2) 一般廃棄物の排出量(計画量)

一般廃棄物の種類	排出量	合計
可燃ごみ (粗大ごみの布団、畳等含む)	226,500t/年	341,200t/年
不燃ごみ	9,700t/年	
資源物 (事業系再資源化物含む)	99,900t/年	
粗大ごみ (布団・畳等除く)	4,900t/年	
有害ごみ	200t/年	
集団回収	7,300t/年	7,500t/年
拠点回収	200t/年	
し尿	4,800kl/年	26,400kl/年
浄化槽汚泥	21,600kl/年	

(注) ごみについては100t、し尿及び浄化槽汚泥については100kl単位で整理した。

2 一般廃棄物の処理主体及び処理方法

(1) 家庭から排出される一般廃棄物

家庭から排出されるごみは、現行の【5種21分別】*1収集により、ごみの減量・再資源化を図るものとし、排出にあたっては分別区分への適正排出の遵守及び可燃ごみ、不燃ごみの指定袋による排出の徹底などにより、一層の適正処理に努める。

一般廃棄物の種類	収集・運搬主体	中間処理		最終処分	
		処理主体	処理方法	処理主体	処理方法
可燃ごみ*2	市(委託)・排出者	市(直営)	焼却 (焼却灰は一部再資源化)	市(直営)	埋め立て
不燃ごみ	市(委託)・排出者	市(直営)	破碎(破碎後、鉄類は回収・残さは再資源化)	市(委託)	再資源化
資源物	市(委託)*3	市(直営) 市(委託)	再資源化	—	—
	再資源化事業者*4	再資源化事業者等			
粗大ごみ	市(直営・委託)・排出者	市(直営)	破碎(破碎後、鉄類は回収・残さは再資源化)	市(委託)	再資源化
有害ごみ*5	市(委託)	市(委託)	資源物抽出型無害化处理	市(委託)	埋め立て
			ガス抜き後、鉄類回収	—	—
し尿	市(委託)・収集運搬業許可業者	市(直営)	衛生センターに投入後、前処理を行い、下水処理施設にて処理	—	—
浄化槽汚泥	収集運搬業許可業者				

*1 【5種21分別】

5種：可燃ごみ、不燃ごみ、資源物、粗大ごみ、有害ごみ

21分別：①可燃ごみ ②不燃ごみ ③びん(無色) ④びん(茶色) ⑤びん(その他) ⑥缶

⑦ペットボトル ⑧木の枝 ⑨刈り草、葉 ⑩新聞 ⑪雑誌 ⑫段ボール

⑬紙パック ⑭雑がみ ⑮布類 ⑯粗大ごみ ⑰乾電池 ⑱蛍光灯

⑲水銀入り体温計・血圧計 ⑳カセット式ガスボンベ・スプレー缶 ㉑使い捨てガスライター

*2 在宅医療廃棄物のうち、注射針等鋭利なものは、医療機関又は回収薬局へ持ち込むこととし、その他は可燃ごみに区分する。

*3 びん、缶、ペットボトル、木の枝及び刈り草、葉を対象とする。

*4 新聞、雑誌、段ボール、紙パック、雑がみ、布類を対象とする。

*5 乾電池、蛍光灯、水銀入り体温計・血圧計、カセット式ガスボンベ・スプレー缶、使い捨てガスライターを対象とする。

(2) 事業活動に伴って排出される一般廃棄物

事業活動に伴って排出されるごみは、排出者自らの責任において適正に処理することを原則とする。

排出者はごみの減量に努め、分別を徹底し、再生事業者や市が許可した一般廃棄物処理（収集運搬及び処分）業者を活用するなどして積極的に再資源化に取り組むこととする。

一般廃棄物の種類	収集・運搬主体	中間処理		最終処分	
		処理主体	処理方法	処理主体	処理方法
可燃ごみ	収集運搬業許可業者・排出者	市（直営）*1	焼却 （焼却灰は一部再資源化）	市（直営）*2	埋め立て
		許可業者等*3	焼却、再資源化	—	—
		排出者*4	焼却、再資源化	市（直営）	埋め立て
不燃ごみ （燃えがら）*5		—	—	—	埋め立て
再資源化物 （古紙・古繊維・木くず・食品残さ）	収集運搬業許可業者・排出者・専ら物*6のみを収集運搬する業者等	再資源化事業者等	再資源化	—	—
	収集運搬業許可業者・排出者*7	処分業許可業者*8			

*1 千葉市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する規則第15条に規定する事業系一般廃棄物の受入基準に適合するものを対象とし、中間処理主体の「市（直営）」は3（3）ア（エ）の焼却施設とする。

*2 最終処分の処理主体「市（直営）」は、3（4）ウの最終処分場とする。

*3 中間処理主体の「許可業者等」は、一般廃棄物処理業許可業者の事業場、または再資源化業者の施設とする。

*4 排出者による自己処理とする。

*5 燃えがら（安定無害化したもので含水率80%以下のもの）を対象とする。

*6 専ら再生利用される、古紙、古繊維を対象とする。

*7 木くず、食品残さを対象とする。

*8 中間処理の処理主体「許可業者」は、3（3）ア（カ）の千葉市一般廃棄物処分業許可業者、または、他自治体の一般廃棄物処分業許可業者とする。

3 ごみ処理実施計画

(1) 排出抑制・再資源化計画

ア 排出抑制及び分別排出指導に関する啓発活動等

区分	事業名	事業内容
イベント	へらそうくんフェスタ	3R推進月間である10月に、ごみの減量・再資源化の普及啓発のため、商業施設等を活用したキャンペーンを実施する。
3R教育・学習の推進	へらそうくんルーム	市内の保育所（園）・幼稚園にて3R啓発活動を実施する。
	ごみ分別スクール	ごみ減量・リサイクル意識の醸成を図るため、小学校4年生を対象に、ごみ分別方法等の体験学習を実施する。
	今すぐ実践！ごみ減量講習会	町内自治会等が開催する会議等において、ごみ処理の現状、具体的な分別・減量化の方法等について周知する。
	給食残渣の再資源化によるごみ削減啓発	小学校に生ごみ処理機を設置し、児童に生ごみにおける3Rの仕組みを理解してもらうとともに、児童から各家庭への波及効果により家庭から排出される生ごみの削減・再資源化への意識を促す。
ごみ減量活動の支援	生ごみ資源化アドバイザーの派遣	町内自治会等の希望に応じて、生ごみの減量・再資源化に関する助言・技術指導等を行う生ごみ資源化アドバイザーを派遣する。
	生ごみ減量処理機等の普及促進	各家庭における生ごみの減量・再資源化を促進するため、生ごみ減量処理機、生ごみ肥料化容器及び段ボールコンポストの購入者に対し、購入費用の一部を補助する。
	廃食油回収支援	町内自治会や事業者等が回収拠点を設置し廃食油を回収する活動に対し、回収ボックスやのぼり旗等の配付支援を行う。
けた啓発 ごみ減量に向	ごみ減量のための「ちばルール」の周知・普及	環境負荷の低減に資する取り組みを実施している事業者と協定を締結するとともに、協定店の取り組みを広く市民に周知する。

区分	事業名	事業内容
ごみ減量に向けた啓発	食品ロス削減啓発	<p>飲食事業者等と連携した食べきりキャンペーンや、小・中学校におけるポスターの掲示・校内放送等を実施し、食品ロス削減を呼びかける。</p> <p>また、令和4年度に制作した中学校教材「エコレシピ動画」の活用や、食品ロス削減に関するワークショップを開催するなど、食品ロス削減の普及啓発を行う。</p>
	プラスチックごみ削減啓発	<p>プラスチックごみの発生抑制・適正排出に向け、事業者等と連携したプラスチックごみ削減キャンペーンを実施する。</p> <p>また、ワークショップの開催やイベントでの周知啓発を行う。</p>
	生ごみ減量啓発	<p>市民の生ごみの減量・再資源化への意識を高めるため、リーフレットや啓発品を活用し、イベントや講習会等で周知啓発を行う。</p>
	イベントを活用した域内エネルギー循環の創出（割りばしリサイクル）	<p>地域の脱炭素化を推進するため、イベントを活用した割りばしの再資源化により資源循環に係る意識醸成を図る。</p>
出版物による啓発	家庭ごみの減量と出し方ガイドブック	<p>家庭ごみ手数料徴収制度の仕組み、家庭ごみの分別・排出ルール等を周知するため、ガイドブックを配布する。</p>
	GO!GO!へらそうくん	<p>ごみ処理の現状やリサイクルに関するタイムリーな話題や情報等を掲載した広報紙を作成し、市政だよりと併せて発行する。</p>
	環境教育教材の作成・配布	<p>小学校4年生を対象とした「ちばキッズエコエコ大作戦」、中学生を対象とした「環境学習ハンドブック」を作成し、各学校に配布する。</p>
事業所向け指導・啓発	事業用大規模建築物及び事業系一般廃棄物多量排出事業所ごみ処理の手引き	<p>事業用大規模建築物及び事業系一般廃棄物多量排出事業所のごみ減量と適正処理制度等を周知するため、手引き書を作成し配布する。</p>
	事業用大規模建築物所有者及び事業系一般廃棄物多量排出事業者への指導	<p>廃棄物管理責任者の選任、市長への届出並びに減量計画書の作成、市長への提出及び事業用大規模建築物に係る一般廃棄物・再利用の対象となる廃棄物の保管場所の設置を義務付けるとともに、立入調査を実施する。</p>

区分	事業名	事業内容
事業所向け指導・啓発	事業用大規模建築物建設者への指導	一般廃棄物の保管場所及び再利用の対象となる廃棄物の保管場所について事前協議の上、設置、市長への届出を義務付ける。
	優良事業者表彰	廃棄物の減量及び再資源化に積極的に取り組む等、本市の環境行政に優れた貢献のあった事業者を表彰する。
	食品廃棄物減量・再資源化の促進	事業用生ごみ処理機を設置する事業者に対して補助金を交付する。 また、リーフレットを活用し、食品廃棄物削減・資源化の普及啓発を行う。
その他	ウェブサイト	ウェブサイト上にごみ減量に役立つ情報を掲載する。 (アドレス： http://www.city.chiba.jp/kankyo/junkan/haikibutsu/recycleinfo.html)
	適正処理の周知及び分別排出指導	市民や事業者に対して、適正処理について周知するとともに、不適正排出されたごみの排出者に対し、分別排出指導を行う。
	美しい街づくりに係る活動支援	定期的に清掃活動を行う地域ボランティア団体等に対し、清掃用具の支給を行い、環境美化活動を支援する。
	ポイ捨て防止PR	「千葉県路上喫煙等及び空き缶等の散乱の防止に関する条例」の周知徹底を図るため、リーフレット等を活用し、啓発活動を行う。また、本市を含む近隣16市と合同で「喫煙マナー向上・ポイ捨て防止キャンペーン」を実施する。
	不法投棄等防止監視業務	ごみステーションにおいて、不法投棄の防止や、容器違反ごみなどの分別・排出ルール違反者に対する指導を行う。
	廃棄物適正化推進員制度 不法投棄監視員制度	廃棄物適正化推進員、不法投棄監視員の協力により廃棄物の適正排出、適正処理及び再利用等の普及・啓発を図る。
	ごみステーションの美化活動及び資源回収活動に関する表彰	ごみステーションの美化を推進し、適正な分別及び排出において顕著な功労のある団体及び資源回収活動を積極的に実施している団体を表彰する。

イ 資源化の方法及び量

(ア) 集団回収、拠点回収からの資源化量

(単位：t/年)

区 分		内 容	資 源 化 量
集 団 回 収		地域住民団体が実施する集団回収の普及促進を図るため、実施団体・回収業者に補助金を交付する。	7,500
拠 点 回 収	古紙類	公共施設に古紙回収庫を設置し、古紙類を回収する。	200
	小型家電*1	公共施設に回収ボックスを設置し、使用済小型家電を回収する。	
	廃食油*2	市民団体や事業者等が、回収拠点を設置し、廃食油を回収する。	
	単一素材製品プラスチック*3	公共施設に回収ボックスを設置し、単一素材製品プラスチックを回収する。	

*1 「使用済小型電子機器等の回収に係るガイドライン（環境省）」における「特定対象品目」のうち、携帯電話・スマートフォン・ノートパソコン・タブレット及び市で指定する 21 品目（●デジタルカメラ●HDD レコーダー●ゲーム機●ビデオカメラ●カメラ ●カーナビ●IC レコーダー ●補聴器●ヘッドホン・イヤホン●電子書籍端末●電子辞書●電卓●電子体温計●ヘアドライヤー●ヘアアイロン●電気バリカン●電動歯ブラシ●電気カミソリ及び洗浄機●卓上時計●携帯音楽（MD・CD・MP3 等）プレーヤー●電子付属品（AC アダプター・コード類等）を対象とする。

*2 植物性油を対象とする。

*3 ポリプロピレンまたはポリエチレンを素材とする製品プラスチックのうち、市で指定する 10 品目（●ざる●ボウル●バケツ●ちりとり●ごみ箱●風呂イス●手おけ●洗面器●書籍スタンド●洗濯かご）を対象とする。

(イ) 上記回収以外からの資源化量

(単位：t/年)

区分	内容	資源化量	
資源物収集 (家庭系)	資源物収集として、びん、缶、ペットボトル、剪定枝等、古紙類、布類をステーション収集方式にて収集する。	35,300	
		びん	6,100
		缶	2,600
		ペットボトル	3,500
		剪定枝等	7,000
		古紙	15,400
		布類	700
再資源化物収集 (事業系)	さらなる再資源化を目指し適正な分別排出を指導するとともに、許可業者に対しても分別収集に対応できる収集体制づくり及び再資源化の促進を指導する。	64,200	
		古紙	25,100
		布類	100
		木くず	33,700
生ごみ	5,300		
鉄類回収	新浜リサイクルセンターにおいて、不燃ごみ及び粗大ごみは破砕機により破砕し、鉄類を回収する。	2,100	
合計		101,600	

(2) 収集・運搬計画

ア 収集区域

千葉県全域

イ 収集・運搬する一般廃棄物の量、収集回数及び収集方法

(ア) 家庭系ごみの分別区分等

(単位：t/年)

		一般廃棄物の種類 (分別区分)		排出方法	収集運搬方法	一般廃棄物の量*3
		対象物				
家庭ごみ	1		可燃ごみ 台所ごみ、皮革類、ゴム類、在宅医療ごみ等この表の2から5までの項に属さないもの及び千葉県廃棄物処理施設での廃棄物の受入れに関し指示する事項の取扱要綱に適合するごみ(リサイクルできない紙類、布類を含む)	指定袋*1に入れてごみステーション(それを利用しようとする市民等が協議のうえ位置を定め、その場所を市に申し出て、市が収集可能であると確認した場所とする。以下「ごみステーション」という。)に排出 ・刈り草、葉：透明な袋(旧指定袋を含む)に入れて排出可 ・木の枝：ひもで束ねて排出可(1本の太さ10cm、長さ50cm以内)	週2回 ごみステーションにて収集	157,700
				指定袋に入れて管路排出(管路投入口に入れられる規定の大きさを超えるごみは、粗大ごみ受付センターへ連絡の上、指定日に排出者敷地内の指定場所へ排出) 刈り草、葉、木の枝は管路収集ではなく申込制による資源回収 ・刈り草、葉：透明な袋(旧指定袋を含む)に入れて排出可 ・木の枝：ひもで束ねて排出可(1本の太さ20cm、長さ100cm以内)		

		一般廃棄物の種類（分別区分）		排出方法	収集運搬方法	一般廃棄物の量*3
		対象物				
家庭ごみ	2	不燃ごみ	<p>主として金属でできているもの、主として硬質のプラスチックでできているもの（カセットテープ、ビデオテープを除く）、ガラス製品、陶磁器の製品で、この表の3項及び4項に属さないもの</p>	<p>指定袋に入れてごみステーションに排出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一升炊きまでの炊飯器、20ℓ以下のポリタンク、一斗缶、洗濯用角ハンガー、洗面器、風呂用プラスチックいす：20ℓ用指定袋または10ℓ用指定袋2枚を縛り付けるか貼り付けて排出可 ※割れたもの等は紙で包むなどして危険と表示 ・傘：20ℓ用指定袋または10ℓ用指定袋に入れて排出可（袋の大きさは指定なし。傘の柄の部分等が袋からはみ出ても他の不燃ごみと一緒に何本でも排出可） 	月2回 ごみステーションにて収集	9,400
			<p>指定袋に入れて管路排出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管路投入口に入れられる既定の大きさを超えるごみは、粗大ごみ受付センターへ連絡の上、指定日に排出者敷地内の指定場所へ指定袋に入れて排出 ・一升炊きまでの炊飯器、20ℓ以下のポリタンク、一斗缶、洗濯用角ハンガー、洗面器、風呂用プラスチックいす：20ℓ用指定袋または10ℓ用指定袋2枚を縛り付けるか貼り付けて排出可 ・傘：20ℓ用指定袋または10ℓ用指定袋に入れて排出可（袋の大きさは指定なし。傘の柄の部分等が袋からはみ出ても他の不燃ごみと一緒に何本でも排出可） 	週3回 管路収集		

		一般廃棄物の種類（分別区分）		排出方法	収集運搬方法	一般廃棄物の量*3
		対象物				
家庭ごみ	3	資源物	<p>商品の容器のうち、 びん：主としてガラス製の①びん（無色・茶色・その他）、②カップ形の容器、③①～②に準ずる構造・形状等を有する容器であって、飲食品や化粧品が充てんされたもの 缶：鋼製又はアルミニウム製の缶（カップ形のものを含む。）であって、飲食品及びペットフードが充てんされたもの、飲食用びんの金属製のふた ペットボトル：主としてポリエチレンテレフタレート製のびん又はそれに準ずる構造・形状等を有する容器であって、飲料、しょうゆ、しょうゆ加工品、みりん風調味料、食酢、調味酢、又はドレッシングタイプ調味料等が充てんされたもの</p>	<p>びん：ごみステーションに設置された無色のびんは白色コンテナ、茶色のびんは茶色コンテナ、その他のびんは黒色コンテナに入れて排出 缶：ごみステーションに設置された青色コンテナに入れて排出 ペットボトル：ごみステーションに設置された網袋に入れて排出</p>	週 1 回 ごみステーションにて収集	35,700
			<p>剪定枝等（刈り草、葉、木の枝）</p>	<p>刈り草、葉：透明な袋（旧指定袋を含む）に入れて排出 木の枝：ひもで束ねて排出（1本の太さ 20cm、長さ 100cm以内）</p>	月 2 回 ごみステーションにて収集	

	一般廃棄物の種類（分別区分）		排出方法	収集運搬方法	一般廃棄物の量*3	
		対象物				
家庭ごみ	3	資源物	<p>古紙：新聞（折り込みチラシ含む）、段ボール、紙パック（飲料用 500ml 以上）、雑誌（週刊誌、単行本、文庫本）、雑がみ（新聞、段ボール、紙パック、雑誌以外の紙）（アイロンプリント紙、カーボン紙、ノンカーボン紙、緩衝剤、感熱発泡紙、合成紙、昇華転写紙、感圧紙、油が付着した紙、付箋、匂いがついた紙（洗剤の箱、線香の箱、石けんの箱や包装紙）、感熱紙、汚れが著しい紙、シュレッダー処理した紙、水に溶けない紙（写真、アルバム、圧着はがき、シール、シール台紙、食品容器、ビニールやアルミコーティングされた紙）、和紙、食用ラップフィルムなどの固い芯、紙製の卵パックは除く）</p> <p>布類：主として繊維でできている製品（Tシャツ、シャツ、トレーナー、ズボン、スカート、ジーンズ、スーツ、既製品の毛糸衣類（汚れ、破れ、綿入りのものは除く））（布団、マットレス、まくら、クッション、敷物類、カーテン、ぬいぐるみ、くつ、かばん、皮革類、ウェットスーツ、帯・帯締め、靴下、毛糸玉、コルセット、裁断くず、作業着、座布団、下着、スキーウェア、スリッパ、制服、雑巾、ダウンジャケット、反物、手作りの衣類、手袋、ベッドパット、ベッドマット、便座カバー、シート、マフラー、水着、ユニホーム、レインコート、フリース素材のもの、ペットボトルを原料としたものは除く）</p>	<p>古紙：対象物ごとにひもで結束して、ごみステーションに排出（新聞、雑誌、段ボール、紙パック、雑がみ）</p> <p>紙袋に入れひもで結束してごみステーションに排出（雑がみ）</p> <p>布類：透明な袋（旧指定袋を含む）に入れてごみステーションに排出</p>	週 1 回 ごみステーションにて収集	前ページから続く

	一般廃棄物の種類（分別区分）		排出方法	収集運搬方法	一般廃棄物の量*3	
		対象物				
家庭ごみ	4	粗大ごみ	市の指定袋に入らないもの* ※可燃ごみに類するものは可燃ごみ用指定袋（45ℓ 用）に入れ、不燃ごみに類するものは不燃ごみ用指定袋（20ℓ 用）に入れ、袋を閉じてしぼることができない場合、又はしぼれても袋からはみ出してしまいう場合（一升炊きまでの炊飯器、20ℓ 以下のポリタンク、傘、一斗缶、洗濯用角ハンガー、洗面器、風呂用プラスチックいすを除く）	電話又は、インターネットによる申込後、粗大ごみ処理手数料納付券を貼付して、指定日に指定場所に排出 環境事業所、新浜リサイクルセンター（布団類、カーペット、畳、マットレスは除く）又は新港クリーン・エネルギーセンター及び北清掃工場（布団類、カーペット、畳、マットレス（スプリング（コイル）入りは除く）のみ）へ手数料を支払い、自己搬入	必要のつど指定場所にて収集	5,200
	5	有害ごみ	蛍光灯、乾電池（一時電池のうち、マンガン乾電池、アルカリ乾電池、ニッケル系一次電池、リチウム電池）、水銀入り体温計・血圧計、スプレー缶（主として金属でできているエアゾール缶（カセット式ガスボンベを含む。）、使い捨てガスライター	購入時の箱やケース又は割れない措置をしてごみステーションに排出（蛍光灯） 対象物ごとに透明な袋（旧指定袋を除く）に入れてごみステーションに排出（乾電池、水銀入り体温計・血圧計、スプレー缶（主として金属でできているエアゾール缶（カセット式ガスボンベを含む）・使い捨てライター（中身を使い切ること）	月 2 回ごみステーションにて収集	200
	計					208,200

*1 「指定袋」とは、千葉県廃棄物の適正処理及び再利用等に関する条例第 46 条第 3 項別表第 2 で定める市長が指定する袋をいう。

*2 「管路収集」とは、廃棄物空気輸送システムにより廃棄物を管路で収集する収集方式をいう。

*3 一般廃棄物の量は「持込み可燃」及び「持込み不燃」が含まれている。

(イ) 家庭系ごみの収集日

	町丁名	可燃ごみ	資源物			不燃ごみ 有害ごみ
			びん・缶・ ペットボトル	古紙・布類	剪定枝等*2	
中 央 区	青葉町	月・木	金	火	2・4水	1・3水
	赤井町	火・金	木	月	2・4水	1・3水
	旭町	水・土	火	金	2・4月	1・3月
	市場町	月・木	火	水	1・3金	2・4金
	稲荷町1～3丁目	月・木	土	水	1・3火	2・4火
	亥鼻1～3丁目	火・金	水	木	2・4土	1・3土
	今井町	月・木	火	水	1・3土	2・4土
	今井1～3丁目	月・木	金	水	1・3火	2・4火
	院内1・2丁目	水・土	金	木	2・4月	1・3月
	鶉の森町	月・木	土	火	2・4水	1・3水
	大森町	水・土	月	火	1・3金	2・4金
	生実町	火・金	土	月	1・3木	2・4木
	春日1・2丁目	水・土	月	火	2・4木	1・3木
	葛城1～3丁目	火・金	月	木	2・4土	1・3土
	要町	水・土	火	金	2・4月	1・3月
	亀井町	水・土	火	金	2・4月	1・3月
	亀岡町	水・土	火	金	2・4月	1・3月
	川戸町	水・土	火	金	1・3月	2・4月
	栄町	水・土	火	金	2・4月	1・3月
	寒川町1～3丁目	月・木	水	火	2・4土	1・3土
	塩田町	月・木	金	火	1・3土	2・4土
	汐見丘町	水・土	月	火	2・4木	1・3木
	白旗1～3丁目	火・金	月	木	2・4水	1・3水
	新宿1・2丁目	水・土	火	金	2・4月	1・3月
	新千葉1～3丁目	水・土	金	木	2・4月	1・3月
	新田町	水・土	金	木	2・4月	1・3月
	新町	水・土	金	木	2・4月	1・3月
	神明町	水・土	火	金	2・4月	1・3月
	末広1～5丁目	月・木	水	火	2・4金	1・3金
	蘇我町2丁目	月・木	水	火	1・3土	2・4土
	蘇我1～5丁目	月・木	水	火	1・3土	2・4土
	大巖寺町	月・木	火	水	1・3土	2・4土
	千葉寺町	月・木	火	水	1・3土	2・4土
	千葉港	水・土	金	木	2・4月	1・3月
	中央1～4丁目	月・木	水	火	1・3金	2・4金
	中央港1・2丁目	水・土	金	木	2・4月	1・3月
	椿森1～6丁目	火・金	木	月	2・4土	1・3土
	鶴沢町	水・土	金	木	2・4月	1・3月
	出洲港	水・土	木	火	2・4月	1・3月

	町丁名	可燃ごみ	資源物			不燃ごみ 有害ごみ
			びん・缶・ ペットボトル	古紙・布類	剪定枝等*2	
中央 区	道場北町	火・金	水	月	1・3木	2・4木
	道場北1・2丁目	火・金	水	月	1・3木	2・4木
	道場南1・2丁目	火・金	土	月	1・3木	2・4木
	問屋町	水・土	金	木	2・4月	1・3月
	長洲1・2丁目	月・木	金	火	2・4水	1・3水
	仁戸名町	水・土	木	金	2・4火	1・3火
	登戸1～5丁目	水・土	月	火	2・4金	1・3金
	花輪町	火・金	土	月	2・4水	1・3水
	浜野町	火・金	水	月	1・3木	2・4木
	東千葉1～3丁目	火・金	木	月	2・4土	1・3土
	東本町	水・土	火	金	2・4月	1・3月
	富士見1・2丁目	水・土	火	金	2・4月	1・3月
	弁天1～4丁目	月・木	金	火	1・3水	2・4水
	星久喜町	月・木	土	水	2・4金	1・3金
	本千葉町	水・土	火	金	2・4月	1・3月
	本町1～3丁目	水・土	火	金	2・4月	1・3月
	松ヶ丘町	水・土	金	火	1・3月	2・4月
	松波1～4丁目	月・木	土	水	2・4金	1・3金
	港町	月・木	金	火	2・4水	1・3水
	南生実町	火・金	土	月	1・3木	2・4木
	南町1～3丁目	火・金	月	木	2・4水	1・3水
	都町1～8丁目	火・金	木	月	1・3土	2・4土
	宮崎町	水・土	金	火	1・3月	2・4月
	宮崎1・2丁目	月・木	水	火	1・3土	2・4土
	村田町	火・金	土	月	1・3木	2・4木
	矢作町	月・木	火	水	2・4金	1・3金
祐光1～4丁目	火・金	水	月	1・3木	2・4木	
若草1丁目	月・木	金	火	1・3土	2・4土	
花 見 川 区	天戸町	火・金	月	水	2・4木	1・3木
	朝日ヶ丘1～5丁目	月・木	火	水	2・4金	1・3金
	内山町	火・金	月	木	1・3水	2・4水
	宇那谷町	火・金	月	木	1・3水	2・4水
	柏井町	水・土	金	火	1・3木	2・4木
	柏井1・4丁目	水・土	金	火	1・3木	2・4木
	検見川町1～3・5丁目	水・土	木	金	1・3月	2・4月
	犢橋町	水・土	月	金	2・4火	1・3火
	こてはし台1～6丁目	火・金	土	月	1・3水	2・4水
	作新台1～8丁目	月・木	土	水	2・4火	1・3火

	町丁名	可燃ごみ	資源物			不燃ごみ 有害ごみ
			びん・缶・ ペットボトル	古紙・布類	剪定枝等*2	
花見川区	さつきが丘1・2丁目	水・土	木	金	1・3火	2・4火
	三角町	火・金	月	木	1・3水	2・4水
	大日町	火・金	月	木	1・3水	2・4水
	武石町1・2丁目	水・土	木	金	2・4火	1・3火
	千種町	火・金	月	木	1・3土	2・4土
	長作町	月・木	火	水	1・3土	2・4土
	長作台1・2丁目	月・木	火	水	1・3土	2・4土
	浪花町	水・土	火	木	1・3月	2・4月
	西小中台	月・木	水	火	1・3土	2・4土
	畑町	月・木	火	水	2・4土	1・3土
	花島町	水・土	金	火	2・4木	1・3木
	花園町	火・金	土	木	1・3月	2・4月
	花園1～5丁目	火・金	土	木	2・4月	1・3月
	花見川	火・金	水	木	2・4土	1・3土
	幕張町1～3丁目	火・金	月	木	2・4水	1・3水
	幕張町4丁目	水・土	金	木	1・3月	2・4月
	幕張町5・6丁目	月・木	金	火	2・4水	1・3水
	幕張本郷1・3・5丁目	水・土	火	月	2・4木	1・3木
	幕張本郷2・4・6・7丁目	水・土	金	月	2・4木	1・3木
	南花園1・2丁目	火・金	土	木	1・3水	2・4水
	み春野1～3丁目	火・金	月	木	1・3水	2・4水
	宮野木台1～4丁目	月・木	水	火	2・4金	1・3金
	瑞穂1～3丁目	月・木	火	水	2・4土	1・3土
	横戸町	水・土	月	火	1・3金	2・4金
	横戸台	水・土	金	火	2・4木	1・3木
	稲毛区	穴川町	火・金	月	木	1・3水
穴川1～4丁目		火・金	月	木	1・3水	2・4水
あやめ台		月・木	金	水	1・3火	2・4火
稲丘町		水・土	月	火	1・3金	2・4金
稲毛1～3丁目		月・木	水	火	1・3金	2・4金
稲毛台町		水・土	木	火	1・3金	2・4金
稲毛町4・5丁目		月・木	土	水	1・3金	2・4金
稲毛東1～6丁目		月・木	火	水	1・3土	2・4土
柏台		火・金	水	木	1・3月	2・4月
黒砂1～4丁目		水・土	火	木	1・3月	2・4月
黒砂台1～3丁目		月・木	火	水	2・4土	1・3土
小中台町		火・金	水	木	2・4月	1・3月
小仲台1～9丁目		水・土	木	月	2・4金	1・3金
小深町		水・土	火	月	1・3木	2・4木

	町丁名	可燃ごみ	資源物			不燃ごみ 有害ごみ
			びん・缶・ ペットボトル	古紙・布類	剪定枝等*2	
稲 毛 区	作草部町	水・土	金	火	2・4月	1・3月
	作草部1・2丁目	水・土	金	火	2・4月	1・3月
	山王町	水・土	木	月	1・3火	2・4火
	園生町	月・木	土	水	1・3火	2・4火
	千草台1・2丁目	水・土	金	—	2・4月	1・3月
	天台町	火・金	月	木	1・3水	2・4水
	天台1～6丁目	火・金	月	木	1・3水	2・4水
	轟町1～5丁目	火・金	月	木	1・3水	2・4水
	長沼町	月・木	火	水	1・3金	2・4金
	長沼原町	火・金	土	月	1・3木	2・4木
	萩台町	火・金	月	木	1・3水	2・4水
	緑町1・2丁目	水・土	月	火	1・3金	2・4金
	宮野木町	火・金	水	木	2・4月	1・3月
	弥生町	水・土	月	火	1・3金	2・4金
	六方町	火・金	土	月	1・3木	2・4木
若 葉 区	愛生町	水・土	月	火	1・3木	2・4木
	五十土町	火・金	木	水	2・4月	1・3月
	和泉町	火・金	木	月	2・4水	1・3水
	大井戸町	火・金	木	水	2・4月	1・3月
	大草町	月・木	火	水	2・4土	1・3土
	太田町	水・土	金	木	2・4月	1・3月
	大広町	火・金	木	水	2・4月	1・3月
	大宮町	水・土	金	木	1・3月	2・4月
	大宮台1～7丁目	水・土	金	木	1・3月	2・4月
	小倉町	水・土	金	木	2・4火	1・3火
	小倉台1～7丁目	水・土	木	金	2・4火	1・3火
	小間子町	火・金	木	水	2・4月	1・3月
	御成台1～4丁目	火・金	水	木	2・4月	1・3月
	貝塚町	火・金	月	木	1・3水	2・4水
	貝塚1・2丁目	火・金	月	木	1・3水	2・4水
	加曾利町	水・土	月	金	2・4木	1・3木
	金親町	月・木	火	水	2・4土	1・3土
	上泉町	火・金	木	水	2・4月	1・3月
	川井町	火・金	木	水	2・4月	1・3月
	北大宮台	水・土	金	木	1・3月	2・4月
	北谷津町	月・木	火	水	2・4土	1・3土
	古泉町	火・金	木	月	2・4水	1・3水
	御殿町	火・金	木	水	2・4月	1・3月
坂月町	水・土	火	木	2・4月	1・3月	
更科町	火・金	木	水	2・4月	1・3月	

	町丁名	可燃ごみ	資源物			不燃ごみ 有害ごみ
			びん・缶・ ペットボトル	古紙・布類	剪定枝等*2	
若 葉 区	佐和町	火・金	木	水	2・4月	1・3月
	桜木1～8丁目	月・木	火	水	2・4土	1・3土
	桜木北1～3丁目	月・木	火	水	2・4土	1・3土
	下泉町	火・金	木	水	2・4月	1・3月
	下田町	火・金	土	水	2・4月	1・3月
	高根町	火・金	土	水	2・4月	1・3月
	多部田町	火・金	木	水	2・4月	1・3月
	旦谷町	火・金	土	水	2・4月	1・3月
	高品町	火・金	月	木	2・4水	1・3水
	千城台北1～4丁目	火・金	土	月	2・4木	1・3木
	千城台西1～3丁目	水・土	火	月	2・4木	1・3木
	千城台東1・2丁目	月・木	土	水	1・3金	2・4金
	千城台東3・4丁目	月・木	土	金	1・3水	2・4水
	千城台南1・2丁目	月・木	火	金	2・4水	1・3水
	千城台南3・4丁目	月・木	土	金	2・4水	1・3水
	都賀1～4丁目	火・金	水	月	1・3土	2・4土
	都賀5丁目	火・金	月	木	1・3水	2・4水
	都賀の台1～4丁目	月・木	水	火	1・3金	2・4金
	殿台町	水・土	金	火	2・4木	1・3木
	富田町	火・金	木	月	2・4水	1・3水
	中田町	火・金	月	木	2・4水	1・3水
	中野町	火・金	木	月	2・4水	1・3水
	西都賀1～5丁目	火・金	土	月	2・4水	1・3水
	野呂町	火・金	木	月	2・4水	1・3水
	原町	月・木	金	火	1・3水	2・4水
	東寺山町	水・土	月	火	2・4木	1・3木
	みつわ台1～5丁目	水・土	金	木	1・3火	2・4火
	源町	水・土	金	火	1・3木	2・4木
	谷当町	火・金	土	水	2・4月	1・3月
	若松町	月・木	水	金	2・4火	1・3火
若松台1～3丁目	月・木	水	金	2・4火	1・3火	
緑 区	あすみが丘1～3丁目	水・土	木	火	1・3金	2・4金
	あすみが丘4～9丁目	水・土	月	火	1・3金	2・4金
	あすみが丘東1～3丁目	水・土	木	金	1・3月	2・4月
	あすみが丘東4・5丁目	水・土	月	火	1・3金	2・4金
	板倉町	水・土	月	火	1・3金	2・4金
	大金沢町	水・土	火	金	1・3月	2・4月
	大木戸町	水・土	木	火	1・3金	2・4金
	大椎町	水・土	月	火	1・3金	2・4金
	大高町	水・土	月	金	1・3火	2・4火

	町丁名	可燃ごみ	資源物			不燃ごみ 有害ごみ
			びん・缶・ ペットボトル	古紙・布類	剪定枝等*2	
緑 区	落井町	月・木	土	水	1・3火	2・4火
	越智町	火・金	水	月	1・3土	2・4土
	小山町	水・土	月	火	1・3金	2・4金
	おゆみ野1丁目	火・金	土	月	1・3木	2・4木
	おゆみ野2丁目	月・木	火	水	2・4金	1・3金
	おゆみ野3・4丁目	月・木	土	水	2・4金	1・3金
	おゆみ野5・6丁目	月・木	金	火	1・3水	2・4水
	おゆみ野有吉	火・金	土	月	1・3木	2・4木
	おゆみ野中央1・2丁目	火・金	土	月	1・3木	2・4木
	おゆみ野中央3丁目	火・金	水	月	1・3木	2・4木
	おゆみ野中央4丁目	月・木	水	火	2・4金	1・3金
	おゆみ野中央5・6丁目	月・木	土	火	2・4金	1・3金
	おゆみ野中央7・9丁目	月・木	火	金	1・3水	2・4水
	おゆみ野中央8丁目	月・木	金	火	1・3水	2・4水
	おゆみ野南1～3丁目	火・金	水	月	1・3木	2・4木
	おゆみ野南4丁目	火・金	土	月	1・3木	2・4木
	おゆみ野南5丁目	月・木	水	火	1・3金	2・4金
	おゆみ野南6丁目	水・土	火	金	1・3月	2・4月
	刈田子町	火・金	土	月	1・3木	2・4木
	鎌取町	月・木	火	金	1・3水	2・4水
	上大和田町	月・木	水	金	1・3火	2・4火
	小金沢町	火・金	水	月	1・3木	2・4木
	椎名崎町	火・金	水	月	1・3木	2・4木
	下大和田町	月・木	水	金	1・3火	2・4火
	大膳野町	水・土	木	金	1・3月	2・4月
	高田町	火・金	月	水	2・4木	1・3木
	高津戸町	水・土	火	金	1・3月	2・4月
	土気町	水・土	木	金	1・3月	2・4月
	富岡町	火・金	土	月	1・3木	2・4木
	中西町	月・木	土	水	1・3火	2・4火
	東山科町	月・木	金	火	1・3水	2・4水
	平川町	月・木	火	金	1・3水	2・4水
	平山町	月・木	金	火	1・3水	2・4水
	古市場町	月・木	金	水	1・3火	2・4火
辺田町	月・木	土	金	1・3水	2・4水	
誉田町1丁目	月・木	金	火	1・3水	2・4水	
誉田町2・3丁目	火・金	木	月	1・3土	2・4土	
茂呂町	火・金	水	月	1・3木	2・4木	
小食土町	水・土	月	火	1・3金	2・4金	

	町丁名	可燃ごみ	資源物			不燃ごみ 有害ごみ
			びん・缶・ ペットボトル	古紙・布類	剪定枝等*2	
美 浜 区	磯辺 1～5丁目	月・木	土	金	2・4火	1・3火
	磯辺 6～8丁目	水・土	月	金	2・4火	1・3火
	稲毛海岸 1・2・4丁目	月・木	水	火	2・4土	1・3土
	稲毛海岸 3・5丁目	月・木	金	火	2・4土	1・3土
	打瀬 1丁目*1	—	水	金	—	2・4火
	打瀬 2・3丁目*1	—	木	金	—	2・4火
	幸町 1丁目	月・木	土	金	2・4火	1・3火
	幸町 2丁目	水・土	火	金	2・4木	1・3木
	新港	水・土	月	金	2・4木	1・3木
	高洲 1丁目	火・金	水	月	1・3木	2・4木
	高洲 2丁目	水・土	木	金	1・3火	2・4火
	高洲 3丁目	火・金	土	月	2・4水	1・3水
	高洲 4丁目	火・金	木	月	1・3水	2・4水
	高浜 1～3丁目	水・土	月	金	2・4木	1・3木
	高浜 4丁目	水・土	月	木	1・3金	2・4金
	高浜 5・6丁目	水・土	月	金	2・4木	1・3木
	豊砂	月・木	水	火	2・4金	1・3金
	浜田 1・2丁目	月・木	水	火	2・4金	1・3金
	幕張西 1～6丁目	火・金	水	木	1・3月	2・4月
	真砂 1丁目	火・金	月	木	1・3土	2・4土
	真砂 2丁目	火・金	月	木	2・4水	1・3水
	真砂 3丁目	火・金	水	月	1・3木	2・4木
	真砂 4丁目	月・木	水	火	2・4土	1・3土
真砂 5丁目	月・木	金	火	2・4土	1・3土	
若葉 3丁目	月・木	火	金	2・4水	1・3水	

*1 打瀬 1～3丁目のごみステーションでの収集は、資源物（剪定枝等を除く）、有害ごみのみとする。

*2 資源物（剪定枝等）の収集は、排出量が極端に少ない一部の集合住宅及び打瀬 1～3丁目においては、申込制による。また、1月の第1週・第2週はすべてのごみステーションにおいて収集を実施しない。

（注）日曜日及び12月31日から1月3日までの日は、原則として家庭ごみの収集を実施しない。

（ウ）家庭系ごみの排出時間、場所

収集日の早朝から朝8時までに地域で決められたごみステーションに排出するものとする。ただし、資源物（剪定枝等）については早朝から朝10時までに排出するものとする。

（エ）家庭系ごみの小型車による収集地域

排出方法、収集日、排出時間等については、3（2）イ（ア）、同（イ）、同（ウ）にかかわらず別途指定する。

(オ) 事業所ごみの分別区分等

	一般廃棄物の種類 (分別区分)	排出方法	収集運搬方法	一般廃棄物の量*1
事業所ごみ	1 可燃ごみ	事業所毎に敷地内又は事業所及び収集運搬業許可業者との合意のもと指定された場所に排出	必要の つど収集	68,400
		管路排出 (幕張新都心住宅地区の一部)		
		排出者自ら運搬し、清掃工場に排出		
	2 不燃ごみ (燃えがら)	事業所毎に敷地内又は事業所及び収集運搬業許可業者との合意のもと指定された場所に排出	必要の つど収集	200
		排出者自ら運搬し、最終処分場に排出		
	3 再資源化物 (古紙・古繊維・木くず・食品残さ)	事業所毎に敷地内又は事業所及び収集運搬業許可業者等との合意のもと指定された場所に排出	必要の つど収集	64,200
	計			

*1 一般廃棄物の量は「持込み可燃」及び「持込み不燃」が含まれている。

(カ) 収集・運搬施設の概要

施設名	幕張クリーンセンター
所在地	美浜区打瀬一丁目1番4
施設の種類	ごみ処理施設
処理能力	112t/日
処理方式	空気輸送、ごみ圧縮

ウ 収集しない一般廃棄物の概要

(ア) 収集しない一般廃棄物

排出禁止物	千葉市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する条例第26条及び千葉市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する規則第7条で定める一般廃棄物
適正処理困難物	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の3第1項の規定に基づく一般廃棄物の指定に関する告示 (平成6年厚生省告示第51号) で定める一般廃棄物
一時多量ごみ	引っ越し、大掃除などに伴い一時的に多量に出るごみ

(イ) 収集しない一般廃棄物の処理方法

区 分	処 理 方 法
排 出 禁 止 物	専門業者に相談するか、工事作業等を依頼した業者や購入した店に引き取りを依頼する。
	【特定家庭用機器再商品化法（以下「家電リサイクル法」という。）対象機器】 家電リサイクル法対象機器の処理方法は次の（ウ）aによるものとする。
	【パーソナルコンピュータ（以下「パソコン」という。）】（※） 1 「資源の有効な利用の促進に関する法律」に基づき再資源化する。 使用済みパソコンは、パソコンを製造する事業者または自ら輸入したパソコンを販売する者に回収を申し込む。回収する者がいない使用済みパソコン（自作パソコン、倒産したメーカーのパソコンなど）は、「一般社団法人 パソコン3R推進協会」に回収を申し込む。 2 排出者自らまたは収集運搬業許可業者が、処分業許可業者の処理施設へ搬入する。 3 「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」に基づき再資源化する。 店頭回収や宅配回収を行っている認定事業者へ引渡す。
適正処理困難物	専門業者に相談するか、購入した店に引き取りを依頼する。
一時多量ごみ	排出者が自ら市の処理施設に搬入するか、若しくは市が許可した収集運搬業許可業者に収集運搬を依頼し、市の処理施設、もしくは、処分業許可業者の処理施設で処理を行うものとする。

(注) 家電リサイクル法対象機器：ユニット式エアコンディショナー、テレビ（ブラウン管式、液晶式及びプラズマ式テレビ）、電気冷蔵庫・電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機を対象とする。

(※) 3（1）イ（ア）に該当するものを除く。

(ウ) 家電リサイクル法対象機器の処理

家電リサイクル法対象機器の処理は、排出者が、購入した小売業者、若しくは買替えの場合には新しい製品を購入する小売業者へ引き取りを依頼するか、または自ら製造メーカー指定引取場所へ搬入するか、若しくは市が許可した収集運搬業許可業者に、指定引取場所への収集運搬を依頼し、再資源化を図るものとする。

市内にある指定引取場所については、市外からも家電リサイクル法対象機器が小売業者等により搬入される。

a 市内から排出される家電リサイクル法対象機器の処理方法

区 分	収集・運搬主体	指 定 引 取 場 所
市内から排出される 家電リサイクル法対象機器	排出者 収集運搬業許可業者 小売業者	<ul style="list-style-type: none"> ・リバー（株）千葉事業所 稲毛区六方町 210 ・（株）つばめ急便 千葉第四センター 稲毛区長沼原町 225-1

b 市外から市内に搬入される家電リサイクル法対象機器の処理方法

区 分	収集・運搬主体	指 定 引 取 場 所
市外から搬入される 家電リサイクル法対象機器	排出者 運搬業許可業者 小売業者 他市町村直営・委託	・リバー（株）千葉事業所 稲毛区六方町 210 ・（株）つばめ急便 千葉第四センター 稲毛区長沼原町 225-1

(3) 中間処理計画

ア 一般廃棄物の搬入者別処理内訳量及び処理施設の概要

新浜リサイクルセンターにおいて不燃ごみ及び粗大ごみは破砕機により破砕し、鉄類を回収する。

資源物の缶については機械選別により鉄とアルミニウムに選別し、びんについては手選別により生きびん及び色別（無色、茶色、その他）に選別し、カレット処理のうえ保管し、再資源化を図る。

その他の色のびんとペットボトルについては容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律で指定を受けた指定法人（公益財団法人日本容器包装リサイクル協会。以下、「指定法人」という。）に再商品化を委託する。

その他の色のびんは新浜リサイクルセンターで保管後、指定法人ルートにて再商品化を図る。

ペットボトルについては新浜リサイクルセンターへ搬入し、ペットボトルストックヤードで積み替え、株式会社佐久間新千葉リサイクルセンター及び株式会社松本運送千葉ペットボトルリサイクルセンターにおいて選別、圧縮及び保管し、指定法人ルートにて再商品化を図る。

(ア) 粗大・不燃処理施設、資源選別施設の搬入者別処理内訳量

(単位：t/年)

区 分	一般廃棄物の種類	搬入者	搬入量	処 理 量		
				鉄類回収	資源選別・積替・保管等	残さ量
新浜 リサイクル センター	不燃ごみ	市 許可業者 排出者	9,000	2,100	—	破砕可燃残さ 9,300 破砕不燃残さ 3,000
	粗大ごみ (布団・畳等除く)		4,900			
	資 源 物 (びん・缶・ ペットボトル)		12,600	—	12,200	ペットボトル残さ 400
	有害ごみ		200	—	200	—
合 計			26,700	2,100	12,400	12,700

区 分	一般廃棄物の種類	搬入者	搬入量	処 理 量		
				鉄類回収	資源選別・積替・保管等	残さ量
(株)佐久間 新千葉リサイクルセンター	資源物 (ペットボトル)	市	3,900	—	3,500	400
(株)松本運送 千葉ペットボトル リサイクルセンター						

※四捨五入して 100t 単位にまとめているため、合計等が一致しない場合がある

(イ) 粗大・不燃処理施設、資源選別等施設の概要

施設名	所在地	処理能力	処理方式
新浜リサイクルセンター	中央区新浜町 4	125t/5h (粗大・不燃ごみ処理施設) 95t/5h (資源選別施設)	粗大・不燃ごみ：回転破碎方式 缶：機械選別 びん：手選別 ペットボトル：積替え保管
(株)佐久間 新千葉リサイクルセンター	美浜区新港 2 3 2 - 2	14.064t/日 (選別、圧縮・保管施設)	ペットボトル：圧縮、梱包
(株)松本運送 千葉ペットボトルリサイクルセンター	中央区浜野町 1 0 2 5 - 1 6 0	4.8t/日 (選別、圧縮・保管施設)	ペットボトル：圧縮、梱包

(ウ) 焼却施設の搬入者別処理内訳量

(単位：t/年)

一般廃棄物の種類	搬入者	処 理 量
可燃ごみ*1	市 許可業者 排 出 者	226,900
合 計		226,900

*1 可燃ごみ（搬入者：市）の処理量には粗大ごみとして収集した布団類(300t)、不法投棄(100t)、衛生センターから排出されるし渣（100t）を含む。

(エ) 焼却施設の概要

施 設 名	北清掃工場	新港清掃工場
所 在 地	花見川区三角町 727-1	美浜区新港 226-1
公 称 能 力	570t/日	435t/日
処 理 方 式	全連続燃焼式ストーカ炉	全連続燃焼式ストーカ炉

(オ) 有害ごみの処理

処 理 方 法	民間処理施設に搬入し、資源抽出後に無害化处理
---------	------------------------

(カ) 処分業許可業者の処理施設の概要

施設名	処理対象物	所在地	施設の種類	処理能力	処理方法等
シナネンエコワーク (株) 千葉リサイクルセンター	木くず	美浜区新港 2 2 3 - 9	破砕施設	300t/日	破砕 燃料チップ化 ボード用チップ化 製紙用チップ化
フルハシ EPO (株) 千葉リサイクルランド		中央区浜野町 1 2 1 6 - 6 8		480t/日	破砕 燃料チップ化 土壌改良用チップ化
市原清掃事業 (株)		中央区浜野町 1 0 2 5 - 1 7 9		14.96t/日	破砕 燃料チップ化
(株) グリーンアース 千葉キャピタルバイオマスセンター	樹木・枝葉・草	中央区生実町 2 6 6 2 - 1		552t/日	破砕 燃料チップ化 糞尿吸着材化 木質堆肥原料化
(株) 近藤商会	紙くず・ 家庭系廃パソコン・ 周辺機器・ 排出禁止物 の一部*1	花見川区千種町 2 5 9 - 8	破砕施設 圧縮施設	15t/日 54.3t/日	破砕 手解体 分別後圧縮
(株) 佐久間	紙くず	美浜区新港 2 3 2 - 3	圧縮施設 梱包施設	823.2t/日	圧縮 梱包
J & T 環境 (株) 千葉バイオガスセンター 千葉リサイクルセンター	生ごみ及び 厨芥類等	中央区川崎町 1 0 - 3	メタン発酵施設 ガス化熔融施設	60t/日 300t/日	メタン発酵 メタンガス化 精製合成ガス化 スラグ化
PLANTS PLUS (株)	樹木・枝葉・草	若葉区小間子町 1-48	破砕施設	336 t / 日	破砕 燃料チップ化 木質堆肥原料化

*1 廃ピアノ、廃電子オルガン、廃電子キーボード、廃耐火金庫（アスベスト含有製品除く）、廃浴槽、廃スキー板、廃サーフボード、廃スケートボード、廃ヘルメット、廃ボウリングの球、廃タイヤ、廃スプリング入りマットレスを対象とする。

イ 焼却残さ等の量、処理方法及び処理施設の概要

(ア) 処理量及び処理方法

(単位：t/年)

施設名	発生量		処理方式		処理量
新浜リサイクルセンター	破砕可燃残さ	9,300	ガス化熔融方式		9,300
	破砕不燃残さ	3,000			3,000
北 清 掃 工 場	灰	15,700	埋 立	焼却灰	8,500
		1,300		飛灰固化物	6,500
新 港 清 掃 工 場	熔融スラグ	6,100	プラズマ熔融方式		6,100
	メタル	600			600
			ロータリーキルン方式(焼成)		2,000
			処理量合計		36,000

(イ) 処理施設の概要

施設名	新港清掃工場	J&T 環境株式会社	ツネイシカムテックス株式会社
所在地	美浜区新港 226-1	中央区川崎町 10-3	埼玉県大里郡寄居町大字三ヶ山 250-1
処理能力	36t/日	300t/日	316.52t/日
処理方式	プラズマ溶融方式	ガス化溶融方式	ロータリーキルン方式(焼成)

施設名	エコシステム千葉株式会社(予定)	メルテック株式会社(予定)
所在地	袖ヶ浦市長浦拓 1号 30-2	小山市大字梁 2333-29
処理能力	840t/日	150t/日
処理方式	ロータリーキルン式焼却	ガス化溶融方式

(4) 最終処分計画

ア 一般廃棄物の搬入者別処分内訳量

(単位：t/年)

一般廃棄物の種類	搬入者	処 理 量
不燃ごみ	市 許可業者 排出者	700
溶融飛灰固化物	市	6,500
焼却残さ	市	8,500
合 計		15,700

イ 埋立方法

処分場名	新内陸最終処分場
埋立方法	セル、サンドイッチ方式

ウ 最終処分場の概要

処分場名	新内陸最終処分場
所在地	若葉区更科町 1457
埋立面積	82,800 m ²
埋立容量	996,838 m ³

4 し尿・汚泥処理実施計画

(1) 収集・運搬計画

ア 収集区域の範囲

千葉県全域

イ 収集・運搬する一般廃棄物の量、収集回数及び収集方法

(単位：kl/年)

一般廃棄物の種類	一般廃棄物の量	収集回数	収 集 方 法
し 尿	4,800	概ね月 1 回	公共施設別及び各戸、事業所別収集方式
浄化槽汚泥	21,600	年 1 回以上	各戸収集方式

(2) 中間処理計画

ア 一般廃棄物の搬入者別処理内訳量

(単位：kl/年)

一般廃棄物の種類	搬 入 者	処 理 量
し 尿	市(委託) 許 可 業 者	4,800
浄化槽汚泥	許 可 業 者	21,600

イ し尿・汚泥処理施設の概要

施 設 名	衛生センター
所 在 地	中央区村田町 893
処 理 方 式	前処理及び下水圧送(最大圧送量 180kl/日)

ウ 処理施設から発生するし渣の量及び処分方法

施 設 名	衛生センター
し 渣 の 量	100t/年
処 分 方 法	焼却(清掃工場)

附 則

この計画は令和5年4月1日から実施する。